

○分賦基本水量等の決定について

制 定 平成24年3月21日 議案第1号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、平成24年度から平成27年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

平成24年度から
平成27年度まで 1日最大給水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、平成24年度から平成27年度までについて別表のとおり定める。

別表

(単位 立方米)

市別 区分 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量	1日最大 給水量	分 賦 基 本 水 量
平成24年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成25年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成26年度	653,381	166,938,955	243,623	62,246,005	188,504	48,162,845	42,492	10,856,925
平成27年度	653,381	167,396,322	243,623	62,416,542	188,504	48,294,798	42,492	10,886,670